

第 62 回 税 理 士 試 験 事 業 税

●はじめに

〔第一問〕は(問1)法人事業税の是正措置のうち決定に関する論点を中心とする出題であり、(問2)は電気供給業及びガス供給業に係る収入割の課税標準の算定方法についての出題であった。各受験生において苦手としている論点も出題されたため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと予想される。

〔第二問〕は水産業を行う個人事業者に係る課税標準及び税額算定を論点とした出題であるが、個人事業税の論点は苦手としている受験生も多く、事例問題であったため解答方法で悩み思うように解答できなかった受験生も多かったのではないだろうか。

TACの各講義及び答練等により〔第一問〕及び〔第二問〕の論点の多くは確認をしてきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねることができると考えられる。

〔第一問〕は(問1)の解答範囲が広範になることも考えられるが、(問1)であれ(問2)であれ解答用紙の枚数を意識して各受験生において理解している内容を的確に記述することが求められるであろう。

また、〔第二問〕も解答用紙の枚数を意識し要領よく解答することが必要となる。

〔第一問〕及び〔第二問〕の理論問題全体として60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第三問〕の計算については、(問1)少額短期保険業者に係る税額算定問題と(問2)鉄道事業と不動産業等の複数の事業を行う法人の税額算定問題の小問2題(計50点)の形式で出題された。(問1)については、「直前対策講義第2回：補助問題」における保険業の計算問題をベースとし解答作成することがのぞまれる。

(問2)についてはTACの「基礎答練第1回」、「全国公開模試」、「的中答練第1回」及び「的中答練第2回」などで何度となく確認した外形標準課税による税額算定問題であり「合格情報：補助問題」で確認した鉄道業ベースの論点である。

課税標準の総額の算定にしる分割基準の算定にしる比較的平易な内容の出題であり慎重に解答すれば高得点が望めるTAC受講生もいたと予想される。

理論問題とのかね合いもあるが60分程度で解答することが望ましい。

Z-62-J〔第一問〕解 答

〔第一問〕－30点－

問1 法人が事業税の確定申告を行わなかった場合に、道府県知事がとると考えられる措置について説明しなさい。ただし、罰則については説明を要しない。

1. 法人税の課税標準を基準とする所得割の決定 7

(1) 決 定

道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの(法72条の41適用法人を除く。)が申告書を提出しなかった場合(みなす中間申告を除く。)において、その法人のその事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、その法人税の課税標準を基準として、その法人の所得割に係る所得及び所得割額を決定するものとする。

(注) 法人税の課税標準

その法人の所得割の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得をいう。

(2) 再更正

道府県知事は、上記(1)又はこの(2)により所得及び所得割額を更正又は決定した場合において、法人税に係る更正又は修正申告があったことによりその更正又は決定の基準となった法人税の課税標準が増加し又は減少したときは、その増加し又は減少した法人税の課税標準を基準としてその所得割に係る所得及び所得割額を更正するものとし、その更正又は決定した所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、その所得割額を更正するものとする。

(3) 税務官署に対する更正又は決定の請求

道府県知事は、次の場合においては、税務官署に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求をすることができる。

この場合において、正当な事由がなくてその税務官署がその更正又は決定の請求を受けた日から3月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、その税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

① 決定の場合

法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかった場合（みなす中間申告を除く。）において、その法人のその所得割の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について、その法人が法人税の申告書を提出せず、かつ、その所得割に係る申告書の提出期限から1年を経過した日までに法人税に係る決定が行われないとき。

② 再更正の場合

道府県知事が、法人の所得割に係る所得又は所得割額を更正又は決定した場合において、その更正又は決定に係る所得が過少であると認められる法人の所得割の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について、その更正又は決定した日から1年を経過した日までに法人税に係る更正が行われないとき。

(4) 分割法人の場合

① 主たる道府県知事が行うもの

イ 課税標準額の総額の更正等

分割法人の課税標準額の総額の更正又は決定は、主たる事務所等所在地の道府県知事が行うものとする。

ロ 分割基準の修正等

主たる事務所等所在地の道府県知事は、分割法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額の分割基準又はこの規定により修正若しくは決定した分割基準に誤りがあると認める場合（すべき分割をしなかった場合を含む。）には、これを修正し、分割法人が申告書を提出しなかった場合（みなす中間申告が適用される場合を除く。）には、その分割基準を決定するものとする。

ハ 上記イ、ロを行った場合の措置

主たる事務所等所在地の道府県知事がした上記イ又はロは、それぞれ関係道府県知事がしたもののみならず。主たる事務所等所在地の道府県知事は、上記イ又はロを行った場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

② 関係道府県知事の行うもの（分割基準の修正等の請求）

関係道府県知事は、分割基準について修正又は決定の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、主たる事務所等所在地の道府県知事に対し、分割基準の修正又は決定の請求をすることができる。

③ 税務官署に対する更正等の請求

分割法人の法人税の課税標準についての税務官署に対する更正又は決定の請求は、主たる事務所等所在地の道府県知事又は主たる事務所等所在地の道府県知事を経由して関係道府県知事が行うものとする。

2. 道府県知事の調査による所得割の又は収入割の決定 4

(1) 決 定

道府県知事は、次の法人（以下「法72条の41適用法人」という。）が申告書を提出しなかった場合（みなす中間申告を除く。）には、その調査によって、収入金額又は所得及び収入割額又は所得割額を決定するものと

する。

- ① 収入金額課税法人
- ② 社会保険診療等に係る所得の課税除外の適用をうける医療法人等
- ③ 法施行地外に事務所等を有する内国法人（特定内国法人）
- ④ 法人税が課されない法人
- ⑤ 課税事業と非課税事業とをあわせて行う法人
- ⑥ 連結申告法人

(2) 再更正

道府県知事は、上記(1)又はこの(2)により更正又は決定した収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額について過不足額があることを知ったときは、その調査によって、これを更正するものとする。

(3) 分割法人の場合

- ① 主たる道府県知事が行うもの

- 1. の(4)①参照

- ② 関係道府県知事を行うもの

イ 分割基準の修正等の請求

- 1. の(4)②参照

ロ 課税標準額の総額についての更正等の請求

関係道府県知事は、分割法人の課税標準額の総額について更正又は決定をする必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、主たる事務所等所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求をすることができる。

3. 道府県知事の調査による付加価値割又は資本割の決定 [4]

(1) 決 定

道府県知事は、外形対象法人が申告書を提出しなかった場合（みなす中間申告を除く。）には、その調査によって、付加価値額及び資本金等の額並びに付加価値割額及び資本割額を決定するものとする。

外形対象法人とは、電気供給業、ガス供給業及び保険業以外の事業を行う法人（公益法人等、特別法人及び人格のない社団等その他一定の法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものをいう。

(2) 再更正

道府県知事は、上記(1)又はこの(2)により更正又は決定した付加価値額若しくは資本金等の額又は付加価値割額若しくは資本割額について過不足があることを知ったときは、その調査によって、これを更正するものとする。

(3) 分割法人の場合

- ① 主たる道府県知事が行うもの

- 1. の(4)①参照

- ② 関係道府県知事を行うもの

イ 分割基準の修正等の請求

- 1. の(4)②参照

ロ 課税標準の総額についての更正等の請求

- 2. の(3)②ロ参照

4. 同族会社の行為又は計算の否認 [2]

道府県知事は、法72条の41適用法人又は外形対象法人の課税標準額又は事業税額の更正又は決定をする場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合には事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによって、その同族会社の課税標準額又は事業税額を計算することができる。

5. 外形対象法人に係る決定の場合 [2]

道府県知事は、所得及び所得割額の決定と付加価値額及び資本金等の額並びに付加価値割額及び資本割額の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

6. その他 [1]

(1) 更正等の通知

道府県知事は、課税標準額又は事業税額を更正又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(2) 還付充当

事業税額の更正又は決定をした場合において、その事業税額が中間納付額に満たないときは、その満たない金額に相当する中間納付額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

(3) 不足税額の徴収等

道府県の徴税吏員は、更正又は決定があった場合において、不足税額があるときは、その更正又は決定の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

【第一問】－30点－

問2 電気供給業及びガス供給に係る収入割の課税標準額の算定方法について説明しなさい。ただし、分割基準については説明を要しない。

1. 概要 [3]

法人事業税の課税標準は、電気供給業及びガス供給業にあつては、各事業年度の収入金額による。

2. 各事業年度の収入金額の算定方法

(1) 内 容 [2]

各事業年度の収入金額は、電気供給業及びガス供給業にあつては、その各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額からその各事業年度における(2)の収入金額を控除した金額による。

(2) 収入金額から控除するもの [5]

- ① 国又は地方団体から受けるべき補助金
- ② 固定資産の売却による収入金額
- ③ 保険金
- ④ 有価証券の売却による収入金額
- ⑤ 不用品の売却による収入金額
- ⑥ 受取利息及び受取配当金
- ⑦ 工事負担金

電気供給業又はガス供給業を行う法人が、その事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額

⑧ 他の収入金額課税法人からの融通電気・ガス

電気供給業又はガス供給業を行う法人が、収入金額課税される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合の、その供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち、当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額

⑨ 他の所得等課税法人からの融通ガス

ガス供給業を行う法人が、可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合（上記⑧に該当する場合を除く。）の、その購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち、その可燃性天然ガスに係る鉱山税の課税標準額に相当する金額

⑩ 自社掘採可燃性天然ガスの鉱産税の課税標準額

ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業とをあわせて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち、その可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

⑪ 損害賠償金

⑫ 投資信託に係る収益分配金

⑬ 社宅貸付料等

⑭ 電気供給業における託送供給の料金

電気供給業を行う法人が、収入金額課税される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の、その供給に係る収入金額のうち、託送供給の料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額は、当分の間、上記(2)に追加する。

⑮ ガス供給業における託送供給の料金

ガス供給業を行う法人が、収入金額課税される他のガス供給業を行う法人から、ガス事業法に規定する託送供給を受けて大口供給を行う場合の、その供給に係る収入金額のうち、託送供給の料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額は、当分の間、上記(2)に追加する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕の問1は、「全国公開模試」及び「直前予想答練第2回」で出題した法人事業税の是正措置の主論点である更正及び決定のうち決定を中心とした内容であった。

〔第一問〕の問2は「実力完成答練第2回」及び「全答練」でズバリ出題した「電気供給業及びガス供給業の課税標準の算定方法」であり、小問2題とも本年度の本試験の重要論点であるため法令及び理論マスターをベースとしより正確な記述が望まれるであろう。

正確におさえている受験生も多数いたと思われる一方、解答用紙、配点基準及び時間配分を意識すると模範解答のすべてを網羅することは難しかったのではないかな。

〔第一問〕全体として合格ラインは18点から20点と予想される。

▶解答への道◀

1. 問1について

更正又は決定については①法人税の課税標準を基準とする所得割の更正又は決定②知事の調査による所得割又は収入割の更正又は決定③知事の調査による付加価値割又は資本割の更正又は決定の3種類がある。

当該設問では適用される法人の内容が示されていないため上記の3種類について、「更正又は決定」の内容に関する規定のうち、特に「決定」に係る部分について、正確な記述が必要となる。

2. 問2について

本年度の本試験において重要度が高いと予想された「電気供給業及びガス供給業の課税標準の算定方法」が出題された。「収入金額から控除する金額」の網羅性が求められる問題であり正確な記述が求められるであろう。

Z-62-J [第二問] 解 答

〔第二問〕－20点－

甲氏は、総トン数10トンの動力漁船を購入し、平成23年5月10日から、同居の妻及び親族ではない3名の者とともに、X県に所在する自宅を事務所として、当該動力漁船を用いた魚介類の採捕の事業（漁具を定着して行うものではない。）及び自宅に併設した店舗において採捕した魚介類を販売する事業を開始したが、平成23年8月20日に、台風により当該漁船に損害を受けた。

なお、親族ではない3名の者のうち2名は、甲氏とともに魚介類の採捕に従事し、1名は甲氏の妻とともに魚介類の販売に従事しており、甲氏、甲氏の妻及び被用者3名の年間の従業日数はすべて同一である。

以上の事実を踏まえ、平成24年度以降に課税される事業税の課税標準及び税額の算定について甲氏から尋ねられた乙税理士はいかに説明したらよいか述べなさい。その際、まず個人の事業税の課税標準及び税額の算定方法について制度の概説を行った上で、甲氏の場合についてあてはめを行う形で説明すること。ただし、事業専従者控除及び青色事業専従者控除については説明しない。

1. 概 要 ①

- (1) 個人事業税の課税標準はその年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によるが、甲氏は区分の異なる事業をあわせて行っていることから事業の区分ごとに所得金額が算定される。
- (2) 甲氏が納付すべき事業税額は、一定の計算により算出された個人の事業の所得に一定の税率を乗じて得た金額となる。

2. 課税客体 ⑥

- (1) 個人が行う事業は、その事業が地方税法及び政令で定められている第1種事業、第2種事業及び第3種事業に該当する場合に個人事業が課される。
- (2) 一般に第1種事業とは営業に属する商工業、第2種事業とは原始産業、第3種事業は自由業とされている。
- (3) 第2種事業である水産業の範囲等
 - ① 水産業（小規模な水産動植物の採捕の事業として（注）書きに掲げるものを除く。）で、主として自家労力を用いて行うもの以外のものをいう。
水産業とは海洋、河川、湖沼等により魚、貝、海藻類の捕獲採取、養殖及びこれらのものの加工をなす事業をいう。
 - （注）小規模な水産動植物採捕の事業
 - ① 総トン数10トン未満の動力船等を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
 - ② 漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業
 - ② 主として自家労力を用いて行う事業
主として自家労力を用いて行う事業とは、事業を行う者又はその同居の親族の労力によってその事業を行った日数の合計がその事業のその年における延労働日数の2分の1を超えるものとする。
- (4) 甲氏の場合
 - ① 魚介類の採捕の事業は、上記(3)から主として自家労力を用いて行うもの以外のものと判断され又、小規模な水産動植物の採捕の事業にも該当しないことから、当該事業は第2種事業に係る水産業に該当する。
 - ② 店舗において採取した魚介類を販売する事業は第1種事業における物品販売業に該当する。

3. 課税標準の算定方法 ⑩

- (1) 課税標準
個人事業税の課税標準は、その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。
- (2) 課税標準の算定方法
その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、それぞれその個人のその年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税の課税標準である所得につき適用される不動産所得及び事業

所得の計算の例によって算定する。

(3) 所得税の計算の例によらない項目

① 事業専従者控除及び青色事業専従者控除

問題の指示により説明不要とします。

② 青色申告特別控除の不適用

所得税では、青色申告個人につき一定の特別控除を認めているが、事業税ではその例によらない。

(4) 各種控除

個人事業税における個人の事業の所得を計算する場合において、一定の要件を満たした場合には①損失の繰越控除②被災事業用資産の繰越控除③事業用資産の譲渡損失の控除④事業用資産の譲渡損失の繰越控除⑤事業主控除という各種控除項目がある。

① 損失の繰越控除

イ 内 容

その個人の前年前3年間ににおける所得の計算上生じた損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については、次の要件のすべてを満たす場合に限り、その個人の事業の所得の計算上控除する。

ロ 要 件

㊦ その損失の生じた年分につき個人事業税の申告をしていること（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、その申告期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告している場合を含む。）

㊧ その後の年分につき連続して個人事業税の申告をしていること（その申告期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告している場合を含む。）

㊨ その損失の生じた年分につきその個人が、青色申告書を提出することについて国の税務官署の承諾を受けている者であること

② 被災事業用資産の損失の繰越控除

イ 内 容

その個人の前年前3年間ににおける事業の所得の計算上生じた損失のうち被災事業用資産の損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については、上記1.の適用がない場合においても、上記①ロ㊦及び㊧の要件を満たす場合に限り、その個人の事業の所得の計算上控除する。

ロ 被災事業用資産の損失の金額

次の資産の災害（震災、風水害、火災その他一定の災害をいう。）による損失の金額をいう。

㊦ 棚卸資産

（注）事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）で棚卸をすべき一定の棚卸資産をいう。

㊧ 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産のうちまだ必要な経費に算入されていない部分

㊨ 山 林

ハ 損失に含まれる支出の範囲

その災害に関連するやむを得ない支出でその被災事業用資産の取り壊し費用その他一定の金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。

③ 事業用資産の譲渡損失の控除

その個人が直接事業の用に供する次の資産（事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものに限る。）を譲渡したため生じた損失の金額は、上記①ロ㊦の要件を満たす場合に限り、その個人の事業の所得の計算上控除する。

イ 機械及び装置

ロ 船 舶

ハ 航空機

ニ 車両及び運搬具

ホ 工具、器具及び備品

ヘ 一定の生物

④ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除

その個人の前年3年間に於ける上記③の損失の金額で前年以前に控除されなかった部分の金額については、上記①ロの要件すべてを満たす場合に限り、その個人の事業の所得の計算上控除する。

⑤ 事業主控除

事業を行う個人については、その個人の事業の所得の計算上290万円を控除する。この場合において、事業を行った期間が1年に満たないときは、290万円にその年において事業を行った月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額とする。

⑥ 各種控除の順序

各種控除は、まず上記①又は②を控除し、次に③、④及び⑤の順序で控除するものとする。

(5) 甲氏の場合

① 課税標準の算定方法

第1種事業である物品販売業及び第2種事業である水産業の所得が対象となる。なお、平成24年度の個人事業税の計算において、台風による動力漁船の損害に係る損失は所得の計算上必要な経費とする。

② 所得税の例によらない項目

イ 同居の妻が事業に従事しているため専業専従者控除及び青色事業専従者控除が想定される。

ロ 甲氏が所得税において青色申告を選択している場合には青色申告特別控除は不適用となる。

③ 各種控除

平成24年度については、事業主控除の規定が、それ以後の年度については事業主控除の他、動力船の損失が平成24年度の計算上控除されなかった場合には、甲氏の所得税の申告方法により損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の適用が想定される。

4. 個人事業税の税率 ③

(1) 標準税率の意義

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率をいう。

(2) 標準税率

① 第1種事業を行う個人……所得の100分の5

② 第2種事業を行う個人……所得の100分の4

③ 第3種事業を行う個人（④に掲げるものを除く。）……所得の100分の5

④ 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装飾業を行う個人……所得の100分の3

(3) 税率の区分の異なる事業をあわせて行う場合

上記2. の①～④の事業をあわせて行う場合のそれぞれの税率を適用すべき所得は、その個人の事業の所得を各種控除前のそれぞれの事業の所得金額に按分して算定する。

(4) 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、上記2. の標準税率に1.1を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

(5) 甲氏の場合

甲氏は第1種事業及び第2種事業を行っていることから、上記③に留意し上記②による該当税率により個人事業税額が算定される

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は、個人事業税の課税標準及び税額算定に関わる事例問題であった。個人事業税における課税客体の判定を踏まえ、課税標準及び税額算定の概説を行い、甲氏についてあてはめて論ずる出題であり、各論点を網羅する解答がのぞまれるであろう。合格ラインは12点前後と予想される。

▶解答への道◀

1. 個人事業税の課税標準及び税額算定に関わる事例問題であるが、魚介類の採捕の事業は第2種事業に係る水産業に該当し、店舗において採取した魚介類を販売する事業は第1種事業における物品販売業に該当すると判断する根拠等を明記してほしい。

2. 課税標準

甲氏が所得税において、青色申告者なのかいわゆる白色申告者なのか不明のため、「所得税の計算の例によらない項目」や「各種控除」について、青色申告者及びいわゆる白色申告者に適用される双方の論点を示すことが求められるであろう。

Z-62-J〔第三問〕解 答

問 1

1. 課税標準額の算定

(1) 一定の生命保険等

- ① 正味収入保険料（形式 2）

$$(155,801,000円 + 34,000円) - (10,187,000円 + 73,000円) = 145,881,000円$$

- ② 収入金額の算定

$$\text{①} \times \frac{16}{100} = 23,340,960円$$

(2) 一定の損害保険等

- ① 正味収入保険料

$$(10,088,000円 + 64,000円) - (249,000円 + 22,000円) = 9,881,000円$$

- ② 収入金額の算定

$$\text{①} \times \frac{26}{100} = 2,569,060円 \quad \text{②}$$

(3) 課税標準額の総額（千円未満切捨）

$$(1) + (2) = 25,910,020円 \rightarrow 25,910,000円$$

2. 分割課税標準額の算定

(1) 分割基準

- ① 事務所の数

$$\text{S 県} \quad s_1 \quad 1 \times 12 = 12$$

$$s_2 \quad 1 \times 12 = 12 \quad \text{S 県} \quad 24$$

$$\text{T 県} \quad t_1 \quad 1 \times 12 = 12 \quad \text{T 県} \quad \frac{12}{36}$$

- ② 従業者の数

$$\text{S 県} \quad s_1 \quad 7人 + 4人 + 1人 = 12人$$

$$s_2 \quad \text{平成24年} 4/1 \sim 7/15 \quad 7人$$

$$\text{平成24年} 7/15 \sim \text{平成25年} 3/31 \quad 3人$$

$$3人 \times 2 = 6人 < 7人 \quad \therefore \text{著しい変動に該当する。}$$

$$\frac{7人 + 7人 + 7人 + 3人 + 3人 + 3人 + 3人 + 3人 + 3人 + 3人 + 3人}{12} = 4人 \quad \text{②}$$

$$\text{T 県} \quad t_1 \quad 5人 + 3人 = 8人$$

$$\text{S 県} \quad 12人 + 4人 = 16人$$

$$\text{T 県} \quad \frac{8人}{24人}$$

(2) 課税の区分（それぞれ千円未満切捨）

- ① 事務所等の数

$$25,910,000円 \times \frac{1}{2} = 12,955,000円$$

- ② 従業者の数

上記(2)①と同様

(3) 分割課税標準額（千円未満切捨）

- ① 事務所等の数

$$(イ) \text{ S 県} \quad 12,955,000円 \times \frac{24}{36} = 8,636,666円 \rightarrow 8,636,000円$$

$$(ロ) \text{ T 県} \quad 12,955,000\text{円} \times \frac{12}{36} = 4,318,333\text{円} \rightarrow 4,318,000\text{円}$$

② 従業者の数

$$(イ) \text{ S 県} \quad 12,955,000\text{円} \times \frac{16}{24} = 8,636,666\text{円} \rightarrow 8,636,000\text{円}$$

$$(ロ) \text{ T 県} \quad 12,955,000\text{円} \times \frac{8}{24} = 4,318,333\text{円} \rightarrow 4,318,000\text{円}$$

③ 合 計

$$(イ) \text{ S 県} \quad 8,636,000\text{円} + 8,636,000\text{円} = 17,272,000\text{円}$$

$$(ロ) \text{ T 県} \quad 4,318,000\text{円} + 4,318,000\text{円} = 8,636,000\text{円}$$

3. 事業税額の算定

$$(1) \text{ S 県} \quad 17,272,000\text{円} \times 0.7 / 100 = 120,904\text{円} \rightarrow 120,900\text{円} \quad \boxed{2}$$

$$(2) \text{ T 県} \quad 8,636,000\text{円} \times 0.7 / 100 \times 1.2 = 72,542\text{円} \rightarrow 72,500\text{円} \quad \boxed{2}$$

問2

1. 判 定

- ① Y社は、収入金額課税事業以外の事業を行っている。
- ② Y社の第17期の期末資本金の額は1億円を超えている。
 $\therefore$ Y社は、外形対象法人に該当する

2. 課税標準額の算定

(1) 所得の総額の算定

① 別表四 (37) 欄の額	4,443,548,000円
② 加 算	
損金の額に算入した所得税額 (注1)	24,000円 $\boxed{2}$
	24,000円
	4,443,572,000円

③ 仮 計

$$(\text{注}1) \quad 304,000\text{円} - 280,000\text{円} = 24,000\text{円}$$

$$(\text{注}2) \quad \text{寄附金については、法人税寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。} \quad \boxed{2}$$

$$\text{④ 繰越欠損金} \quad 1,251,000\text{円}$$

$$\text{⑤ } \text{③} - \text{④} = 4,442,321,000\text{円}$$

$$\text{⑥ 軽減税率適用法人の判定} \quad \boxed{2}$$

Y社は、資本金1,000万円以上であり、事業年度末日において事業を行う事務所等はA県、B県及びC県の3県以上であることから軽減税率不適用法人に該当する。

$$4,442,321,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

(2) 付加価値額

① 収益配分額

イ. 報酬給与額

$$\begin{aligned} (\text{イ}) \text{ 給与等} & \quad 2,984,750,000\text{円} + (2,495,310,000\text{円} - 16,800,000\text{円}) + (185,800,000\text{円} - 120,000,000\text{円}) \\ & \quad + 107,389,000\text{円} + 83,037,000\text{円} + 16,180,000\text{円} + 270,330,000\text{円} + 189,297,000\text{円} \\ & \quad = 6,195,293,000\text{円} \quad \boxed{2} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (\text{ロ}) \text{ 年金等} & \quad 67,156,000\text{円} + 56,144,000\text{円} + 1,975,000\text{円} + 842,000\text{円} + 600,000\text{円} + 6,640,000\text{円} \\ & \quad + 3,013,000\text{円} = 136,370,000\text{円} \quad \boxed{2} \end{aligned}$$

$$(\text{ハ}) \text{ 派遣支払額} \quad (2,100,000 + 8,000,000\text{円}) \times 75\% = 7,575,000\text{円} \quad \boxed{2}$$

$$(\text{ニ}) \text{ 合 計} \quad (\text{イ}) + (\text{ロ}) + (\text{ハ}) = 6,339,238,000\text{円}$$

ロ. 純支払利子

(イ) 支払利子 $5,480,000円 + 629,000円 + 575,000円 + 1,120,000円 + 560,000円 + 448,000円$
 $+ 4,152,000円 = 12,964,000円$

(ロ) 受取利子 $746,000円 + 410,000円 + 711,000円 + 90,000円 + 430,000円 + 380,000円 + 30,000円$
 $+ 190,000円 + 152,000円 + 519,000円 + 214,000円 = 3,872,000円$

(ハ) (イ) - (ロ) = $9,092,000$ [2]

ハ. 純支払賃借料

(イ) 支払賃借料 $3,360,000円 + 3,000,000円 + (1,000,000円 - 40,000円) + 1,080,000円 + 2,580,000円$
 $+ 720,000円 = 11,700,000円$

(ロ) 受取賃借料 $(4,800,000円 - 240,000円) + 5,160,000円 + 4,320,000円 + 2,160,000円 = 16,200,000円$

(ハ) (イ) - (ロ) = $-4,500,000 < 0$ $\therefore 0$ [2]

ニ. イ + ロ + ハ = $6,348,330,000円$

② 単年度損益

上記(1)所得の金額	4,442,321,000円
繰越欠損金	1,251,000円
合計	4,443,572,000円 [2]

③ 雇用安定控除

イ. 判定

$\frac{6,339,238,000円}{6,348,330,000円} = 99.8\% \rightarrow 100\% > 70\%$ $\therefore$ 雇用安定控除の適用あり [2]

ロ. 控除額

$6,339,238,000円 - 6,348,330,000円 \times 70\% = 1,895,407,000円$

④ 付加価値額

$6,348,330,000円 + 4,443,572,000円 - 1,895,407,000円 = 8,896,495,000円$ (千円未満切捨)

(3) 資本金等の額

① 事業年度終了の日の額 $106,023,000,000円$

② 資本金等の額が千億円超の場合 (形式 [2])

イ. 年千億円以下の金額 $100,000,000,000円$

ロ. 年千億円超、5千億円以下の金額

$(① - ②イ) \times 50\% = 3,011,500,000円$

ハ. 合計 イ + ロ = $103,011,500,000円$ (千円未満切捨)

3. 課税標準額の総額の按分

(1) 按分の基準

① 鉄道事業 $73,149,120,000円$

② その他の事業

イ. 不動産業 $22,840,100,000円$

ロ. 製造業 $11,760,600,000円$

ハ. 物品販売業 $6,037,700,000円$

ニ. 合計 イ + ロ + ハ = $40,638,400,000円$

③ ① + ② = $113,787,520,000円$

① 所得

イ. 鉄道事業 $4,442,321,000円 \times \frac{73,149,120,000円}{113,787,520,000円} = 2,855,777,785円 \rightarrow 2,855,777,000円$

ロ. その他の事業 $4,442,321,000円 \times \frac{40,638,400,000円}{113,787,520,000円} = 1,586,543,214円 \rightarrow 1,586,543,000円$

② 付加価値額

イ. 鉄 道 事 業 $8,896,495,000円 \times \frac{73,149,120,000円}{113,787,520,000円} = 5,719,175,357円 \rightarrow 5,719,175,000円$

ロ. その他の事業 $8,896,495,000円 \times \frac{40,638,400,000円}{113,787,520,000円} = 3,177,319,642円 \rightarrow 3,177,319,000円$

③ 資本金等の額

イ. 鉄 道 事 業 $103,011,500,000\text{円} \times \frac{73,149,120,000\text{円}}{113,787,520,000\text{円}} = 66,221,678,571\text{円} \rightarrow 66,221,678,000\text{円}$

ロ. その他の事業 $103,011,500,000円 \times \frac{40,638,400,000円}{113,787,520,000円} = 36,789,821,428円 \rightarrow 36,789,821,000円$

4. 分割課税標準額の算定

(1) 分割基準

① 鐵道事業

A県 $42.3 \times 2 = 84.6\text{km} \rightarrow 84\text{km}$

B 県 $29.2 \times 2 + 9.7 = 68.1 \text{ km} \rightarrow 68 \text{ km}$ 2
152 km

② その他の事業

イ. 事務所等の数

A県 a市 $1 \times 12 = 12$

b 市 $1 \times 12 = 12$

c 市 $1 \times 11 = 11$ 2 35

B県 d市 $1 \times 11 = 11$

e 市	$1 \times 12 = 12$	23
-----	--------------------	----

C県	f市	$1 \times 12 = 12$	12
----	----	--------------------	----

70

ロ. 従業者の数

A県 a市 $(43人 + 2人) \times 2 = 90 \geq 88人 + 2人 = 90$ $\therefore$ 著しい変動に該当しない [2]
87人 + 2人 = 89人

A県 b市 $29人 \times 2 = 58人 < 60人$ $\therefore$ 著しい変動に該当する

$$\frac{34人+29人+35人+40人+58人+60人+59人+57人+55人+54人+55人+56人}{12}$$

$$= 49.3 \text{人} \rightarrow 50 \text{人}$$

A県 c市 $31人 \times \frac{12}{12} = 31人$ [2]

B県 d市 $42人 \times 2 = 84人 < 92人$ $\therefore$ 著しい変動に該当する

$$\frac{42\text{人}+45\text{人}+43\text{人}+46\text{人}+70\text{人}+81\text{人}+84\text{人}+85\text{人}+92\text{人}+91\text{人}+86\text{人}}{12}$$

$$= 63.7 \text{人} \rightarrow 64 \text{人} \quad \boxed{2}$$

B県 e市 145人

C県f市	21人×2=42人≥42人	∴ 著しい変動に該当しない
	35人	
A県	89人+50人+31人=	170人
B県	64人+145人	= 209人
C県		35人
	計	414人

(2) 分割課税標準額

① 鉄道事業

イ. 所得

$$A \text{ 県 } \quad 2,855,777,000 \text{ 円} \times \frac{84 \text{ km}}{152 \text{ km}} = 1,578,192,552 \text{ 円} \rightarrow 1,578,192,000 \text{ 円}$$

$$B \text{ 県 } \quad 2,855,777,000 \text{ 円} \times \frac{68 \text{ km}}{152 \text{ km}} = 1,277,584,447 \text{ 円} \rightarrow 1,277,584,000 \text{ 円}$$

ロ. 付加価値額

$$A \text{ 県 } \quad 5,719,175,000 \text{ 円} \times \frac{84 \text{ km}}{152 \text{ km}} = 3,160,596,710 \text{ 円} \rightarrow 3,160,596,000 \text{ 円}$$

$$B \text{ 県 } \quad 5,719,175,000 \text{ 円} \times \frac{68 \text{ km}}{152 \text{ km}} = 2,558,578,289 \text{ 円} \rightarrow 2,558,578,000 \text{ 円}$$

ハ. 資本金等の額

$$A \text{ 県 } \quad 66,221,678,000 \text{ 円} \times \frac{84 \text{ km}}{152 \text{ km}} = 36,596,190,473 \text{ 円} \rightarrow 36,596,190,000 \text{ 円}$$

$$B \text{ 県 } \quad 66,221,678,000 \text{ 円} \times \frac{68 \text{ km}}{152 \text{ km}} = 29,625,487,526 \text{ 円} \rightarrow 29,625,487,000 \text{ 円}$$

② その他の事業

イ. 課税標準額の按分（それぞれ千円未満切捨）

① 所得

$$\text{事務所等の数} \quad 1,586,543,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 793,271,500 \text{ 円} \rightarrow 793,271,000 \text{ 円}$$

$$\text{従業者の数} \quad 1,586,543,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 793,271,500 \text{ 円} \rightarrow 793,271,000 \text{ 円}$$

② 付加価値額

$$\text{事務所等の数} \quad 3,177,319,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,588,659,500 \text{ 円} \rightarrow 1,588,659,000 \text{ 円}$$

$$\text{従業者の数} \quad 3,177,319,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,588,659,500 \text{ 円} \rightarrow 1,588,659,000 \text{ 円}$$

③ 資本金等の額

$$\text{事務所等の数} \quad 36,789,821,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 18,394,910,500 \text{ 円} \rightarrow 18,394,910,000 \text{ 円}$$

$$\text{従業者の数} \quad 36,789,821,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 18,394,910,500 \text{ 円} \rightarrow 18,394,910,000 \text{ 円}$$

イ. 所得

a. 事務所等の数

$$\text{A県} \quad 793,271,000\text{円} \times \frac{35}{70} = 396,635,499\text{円} \rightarrow 396,635,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 793,271,000\text{円} \times \frac{23}{70} = 260,646,185\text{円} \rightarrow 260,646,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 793,271,000\text{円} \times \frac{12}{70} = 135,989,314\text{円} \rightarrow 135,989,000\text{円}$$

b. 従業者の数

$$\text{A県} \quad 793,271,000\text{円} \times \frac{170\text{人}}{414\text{人}} = 325,739,299\text{円} \rightarrow 325,739,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 793,271,000\text{円} \times \frac{209\text{人}}{414\text{人}} = 400,467,726\text{円} \rightarrow 400,467,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 793,271,000\text{円} \times \frac{35\text{人}}{414\text{人}} = 67,063,973\text{円} \rightarrow 67,063,000\text{円}$$

c. 合計

$$\text{A県} \quad 396,635,000\text{円} + 325,739,000\text{円} = 722,374,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 260,646,000\text{円} + 400,467,000\text{円} = 661,113,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 135,989,000\text{円} + 67,063,000\text{円} = 203,052,000\text{円}$$

ロ. 付加価値

a. 事務所等の数

$$\text{A県} \quad 1,588,659,000\text{円} \times \frac{35}{70} = 794,329,499\text{円} \rightarrow 794,329,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 1,588,659,000\text{円} \times \frac{23}{70} = 521,987,957\text{円} \rightarrow 521,987,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 1,588,659,000\text{円} \times \frac{12}{70} = 272,341,542\text{円} \rightarrow 272,341,000\text{円}$$

b. 従業者の数

$$\text{A県} \quad 1,588,659,000\text{円} \times \frac{170\text{人}}{414\text{人}} = 652,347,898\text{円} \rightarrow 652,347,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 1,588,659,000\text{円} \times \frac{209\text{人}}{414\text{人}} = 802,004,181\text{円} \rightarrow 802,004,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 1,588,659,000\text{円} \times \frac{35\text{人}}{414\text{人}} = 134,306,920\text{円} \rightarrow 134,306,000\text{円}$$

c. 合計

$$\text{A県} \quad 794,329,000\text{円} + 652,347,000\text{円} = 1,446,676,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 521,987,000\text{円} + 802,004,000\text{円} = 1,323,991,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 272,341,000\text{円} + 134,306,000\text{円} = 406,647,000\text{円}$$

ハ. 資本金等の額

ア. 事務所等の数

$$\text{A県} \quad 18,394,910,000\text{円} \times \frac{35}{70} = 9,197,454,999\text{円} \rightarrow 9,197,454,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 18,394,910,000\text{円} \times \frac{23}{70} = 6,044,041,857\text{円} \rightarrow 6,044,041,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 18,394,910,000\text{円} \times \frac{12}{70} = 3,153,413,142\text{円} \rightarrow 3,153,413,000\text{円}$$

イ. 従業者の数

$$\text{A県} \quad 18,394,910,000\text{円} \times \frac{170\text{人}}{414\text{人}} = 7,553,465,458\text{円} \rightarrow 7,553,465,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 18,394,910,000\text{円} \times \frac{209\text{人}}{414\text{人}} = 9,286,319,299\text{円} \rightarrow 9,286,319,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 18,394,910,000\text{円} \times \frac{35\text{人}}{414\text{人}} = 1,555,125,241\text{円} \rightarrow 1,555,125,000\text{円}$$

エ. 合 計

$$\text{A県} \quad 9,197,454,000\text{円} + 7,553,465,000\text{円} = 16,750,919,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 6,044,041,000\text{円} + 9,286,319,000\text{円} = 15,330,360,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 3,153,413,000\text{円} + 1,555,125,000\text{円} = 4,708,538,000\text{円}$$

③ 分割課税標準額

イ. 所 得

$$\text{A.} \quad 1,578,192,000\text{円} + 722,374,000\text{円} = 2,300,566,000\text{円}$$

$$\text{B.} \quad 1,277,584,000\text{円} + 661,113,000\text{円} = 1,938,697,000\text{円}$$

$$\text{C.} \quad 0\text{円} + 203,052,000\text{円} = 203,052,000\text{円}$$

ロ. 付加価値額

$$\text{A.} \quad 3,160,596,000\text{円} + 1,446,676,000\text{円} = 4,607,272,000\text{円}$$

$$\text{B.} \quad 2,558,578,000\text{円} + 1,323,991,000\text{円} = 3,882,569,000\text{円}$$

$$\text{C.} \quad 0\text{円} + 406,647,000\text{円} = 406,647,000\text{円}$$

ハ. 資本金等の額

$$\text{A.} \quad 36,596,190,000\text{円} + 16,750,919,000\text{円} = 53,347,109,000\text{円}$$

$$\text{B.} \quad 29,625,487,000\text{円} + 15,330,360,000\text{円} = 44,955,847,000\text{円}$$

$$\text{C.} \quad 0\text{円} + 4,708,538,000\text{円} = 4,708,538,000\text{円}$$

5. 事業税額の算定

A県

$$\text{所 得 割} \quad 2,300,566,000\text{円} \times \frac{2.9}{100} = 66,716,414\text{円} \rightarrow 66,716,400\text{円}$$

$$\text{付加価値割} \quad 4,607,272,000\text{円} \times \frac{0.48}{100} = 22,114,905\text{円} \rightarrow 22,114,900\text{円}$$

$$\text{資 本 割} \quad 53,347,109,000\text{円} \times \frac{0.2}{100} = 106,694,218\text{円} \rightarrow 106,694,200\text{円}$$

$$\text{計} \quad 195,525,500\text{円} \quad \boxed{2}$$

B 県

所得割	1,938,697,000円	$\times \frac{2.9}{100} \times 1.2$	$= 67,466,655円 \rightarrow 67,466,600円$
付加価値割	3,882,569,000円	$\times \frac{0.48}{100} \times 1.2$	$= 22,363,597円 \rightarrow 22,363,500円$
資本割	44,955,847,000円	$\times \frac{0.2}{100} \times 1.2$	$= 107,894,032円 \rightarrow 107,894,000円$
			計 197,724,100円 2

C 県

所得割	203,052,000円	$\times \frac{2.9}{100} \times 1.05$	$= 6,182,933円 \rightarrow 6,182,900円$
付加価値割	406,647,000円	$\times \frac{0.48}{100} \times 1.05$	$= 2,049,500円 \rightarrow 2,049,500円$
資本割	4,708,538,000円	$\times \frac{0.2}{100} \times 1.05$	$= 9,887,929円 \rightarrow 9,887,900円$
			計 18,120,300円 2

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第三問〕（問1）少額短期保険業者に係る税額算定問題であるが、課税標準を計算する際の正味収入保険料の算定方法及び分割基準の処理に注意を要する問題であった。

〔第三問〕（問2）鉄道事業と鉄道事業以外の事業を併せて行う法人の外形対象法人に係る税額算定の問題であり、本年度の最重要論点である「外形標準課税方式」からの出題で、分割基準の取扱いに注意を要する問題であった。

今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習を実施していることから、TAC受験生のなかには納税額まで正解を得られている受験生も存在するのではないかと。但し（問1）であれ、（問2）であれ①各事業年度の所得②各事業年度の付加価値額③各事業年度の資本金等の額④分割基準を異にする事業を併せて行っている場合⑤税率等に係る資料の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると、合格ラインは（問1）が4点から6点、（問2）が30点から34点と考えられる。

▶解答への道◀

問1

1. 課税標準

少額短期保険業者の課税標準である収入金額については、以下の算式で処理をする。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{元受及び受再保} \\ \text{険の総保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険料から控除} \\ \text{すべき金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{再保険} \\ \text{返戻金} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{再保険料} \\ \text{返戻金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{解約} \\ \text{返戻金} \end{array} \right\}$$

（注1）元受及び受再保険の総保険料……自己が直接保険者として引受けた保険（元受保険）の収入保険料及び他の損害保険業者の引受けた保険責任の全部又は一部をさらに引受ける保険（再保険）の収入保険料の合計額

（注2）保険料から控除すべき金額……簡易火災保険の満期返戻金、海上保険の期末払戻金等で、解約以外の事由による保険料の返戻金をいう。

（注3）再保険返戻金……元受保険会社が再保険会社から返戻を受けた金額をいう。

（注4）再保険料……元受保険会社が再保険会社に支払った保険料をいう。

（注5）解約返戻金……中途解約、更新契約等による返戻金で保険契約が解約された場合にすでに収入した保険料のうちから契約者へ払い戻されるものをいう。

2. 分割基準

少額短期保険業者については分割基準の判定上「その他の事業」に該当するため「その2分の1は事務所等の数、その2分の1については従業者の数」により分割する。

また、S県s2の支社については、期中退職した者がいるため、著しい変動に該当することに注意すること。

問2

1. 各課税標準額

(1) 各事業年度の所得

① 支払を受けた利子等に対する所得税

「支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額304千円のうち、280千円を法人税額から控除される所得税としている」と資料中にあることから、差額の24,000円を事業税上加算調整する。

② 欠損金額

事業税の所得計算において控除できる繰越欠損金1,251,000円を控除する。

③ 軽減税率適用法人の判定

事業年度末日現在の資本金が1千万円以上かつ、3県以上に事務所等を設けて事業を行っていることからY社は軽減税率不適用法人に該当する。

(2) 各事業年度の付加価値額

① 純支払利子や純支払賃借料の算定では、言葉の言い回しに注意して欲しい。

例：「国債の利息」や「自動車のリース料」（不動産の賃借ではない）

② 共益費の取り扱いについては、取扱通知第3章4の4の8(7)より、明確に区分している場合には賃借料には含めない旨の規定があることから、【資料】8①鉄道事業における「A県のその他欄」に係る共益費240千円は受取賃借料に含めない。

(3) 各事業年度の資本金等の額

事業年度末日の資本金等の額が千億円を超えているため、「千億円超の圧縮」の処理をすること。

2. 分割課税標準額の算定

分割基準を異にする事業（鉄道業と鉄道事業以外の事業）を併せ行う場合の処理に注意する。

分割基準を異にする事業を併せて行っている場合は、地方税法第72条の48第9項により「鉄道事業に係る部分については軌道の延長キロメートル数により、これらの事業以外の事業（鉄道業以外の事業）については、それらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準により～課税標準額を分割するものとする。」と規定されている。

したがって、今回の問題では鉄道事業は軌道の延長キロメートル数により分割し、その他の事業（物品販売業、不動産業及び製造業）については売上金額の多寡から、不動産業を主たる事業とし、不動産業の分割基準である「その2分の1は事務所等の数により、その2分の1は従業者の数により」課税標準額を按分する。

3. 事業税額の算定

「B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の税率」となっているためその税率は標準税率の1.2倍の率であることに注意し計算をすること。

●おわりに

第一問 が合計で18点～20点 第二問 10点～12点 第三問が合計34点～38点 合計65点がボーダーラインであり、72点以上 が合格有望と考えられる。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- 解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。